岐阜県学校生活協同組合
組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

（目的）
第１条 岐阜県学校生活協同組合（以下、「組合」という。）の組合員及びその家族が、組合の事業を利用することに関して以下のとおり定めると共に、利用代金支払いに関しても以下のとおりに定める。

（利用できる事業の範囲）
第２条 定款第６条第１項に定める組合員は、組合が実施する全ての事業、指定店、特約店等を利用することができる。
２ 定款第６条第２項に定める組合員が利用できる事業の範囲は、組合が、別途「退職組合員に関する規程」及び「その他組合員に関する規程」に定めるものとする。

（利用限度額）
第３条 定款第６条第１項組合員の１回あたりの利用限度額を３０万円（税別）とする。ただし、現金扱いは、除くものとする。
２ 定款第６条第２項組合員の支払方法は１回払いのみとし、利用限度額を３０万円（税別）とする。
３ 組合員の家族については、１回あたりの利用限度額を１０万円（税別）とする。
４ 組合員及びその家族の合計利用限度額（１回払い及び分割払いの合計金額）を１００万円（税別）とする。
５ 分割購入合計の限度額が本条の定めを超えるときには、組合は、組合員への供給を見送ることができるものとする。
６ 指定店、特約店等と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。
７ 団体契約カードでの利用限度額は、発行元の規定に定める金額とする。
８ この規則にかかわらず、なお利用を必要とする特別の事情がある場合には別途事前の協議を行う。

（支払方法）
第４条 組合員の利用代金支払いは、原則として岐阜県教職員事務センター登録口座からの引き落としとする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。
２ 分割払いの方法は、本規則第６条（分割払い）及び第７条（分割手数料）に定める方法とする。

（支払回数）
第５条 支払回数は、原則として１回払いとするが、組合の了解を得た場合は分割で支払うことができる。
２ 口座引き落としの上限は、原則として１組合員あたり１５万円とし、これを超える場合は直接本人に確認を行い、組合の判断にて支払方法の変更を組合員に要請することができる。

（分割払い）
第６条 分割で支払う場合は、本規則第７条（分割手数料）の回数に定めるところによるものとし、１回あたりの支払金額は原則３，０００円以上とする。なお、分割手数料は組合員負担とする。
２ 月々の支払いは均等払いとし、端数の金額は初回の支払金額で調整する。
３ 増額月として、７月と１月の支払いは別途設定することができる。
４ 組合員が支払期限前に送金完済を希望した場合には、完済回数の手数料に変更する。

（分割手数料）
第7条 分割手数料は、別表分割手数料表によるものとする。

（債権譲渡の承諾）
第８条 組合員は、指定店または特約店等にて利用した代金が、組合に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとする。

（換金、転売等の目的外利用の禁止）
第９条 組合員及びその家族は、換金や転売等の組合事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

（支払義務）
第１０条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有するものとし、所定の期日を越えて入金されないときには、組合が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとする。
２ ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めてなお３ヶ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。
３ 利用代金が所定の期日を越えてなお３ヶ月にわたって入金されないときには、組合は、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができるものとする。
４ 組合を窓口とする団体契約及び団体扱い、集団扱いの保険料が、所定の期日を超えて入金されないときには、保険会社の約款を適用して手続きを行うものとする。

（期限の利益の喪失）
第１１条 組合員は利用代金の支払いを一回でも怠った場合には、組合からの通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

（所有権の留保）
第１２条　組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は組合に留保されるものとする。

（事業の利用停止）
第１３条 本規則第３条（利用限度額）の定めに違反する場合には、組合は組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができるものとする。
２ 本規則第９条（換金、転売等の目的外利用の禁止）の事実が認められた場合、その他組合事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、組合は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。
３ 本規則第１０条（支払義務）第１項の定めに違反する場合には、組合は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

（事業の利用停止の解除）
第１４条 本規則第１３条（事業の利用停止）に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完遂した

ときは、組合は、諸般の事情を検討した上で、事業の利用の停止を解除することができる。

（請求金額の確認）
第１５条 組合員は、請求金額の確認を、岐阜県教職員事務センターが毎月中頃に発行する「引落としのご案内（学校生協利用明細）」にて行うものとする。
２　組合員は、「引落としのご案内（学校生協利用明細）」に疑義のある場合は遅滞なく組合に申し出るものとする。

（別表分割手数料表）
１．分割手数料表１（共同購入・宅配）　［単位：％］
２．分割手数料表２（巡回・同代行）　［単位：％］
３．分割手数料表３（指定店・特約店）　［単位：％］
４．分割手数料表４（その他）
別途契約等を取り交わしている取引先についてはその契約書等の内容とする。

（再請求手数料）
第１６条 組合は、組合員の利用代金が、所定の期日(毎月２日、但し休日の場合は翌営業日)を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができるものとする。
２ 前項に定める再請求手数料は、１回あたり１００円（別途消費税加算）とする。
３ 前各項に定める手数料は、再請求をする都度に加算されるものとする。

（遅延損害金）
第１７条 本規則第１０条（支払義務）第３項に定める遅延損害金の率は、年率１４．６％を上限として適用することができる。ただし、本規則第１６条による再請求手数料があった場合は、当該手数料分の額を控除するものとする。
遅延損害金＝遅延額（未払残高）×遅延損害金利率÷３６５日×遅延日数

（組合員資格喪失時の支払方法）
第１８条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

（連帯保証人及び返済計画書）
第１９条 本規則第４条（支払方法）、第５条（支払回数）、第６条（分割払い）、第１０条（支払義務）に定める支払い方法を履行できないと組合が判断したときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

（除名）
第２０条 この規則にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には、定款第１２条（除名）の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

（協議解決）
第２１条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と組合が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

（合意管轄）
第２２条 この規則に関わる一切の訴訟については、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（周知）
第２３条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。
① 組合員への配付（機関紙等）
② ホームページへの記載
③ 事務所での掲示
④ その他の組合が定める適切な方法

（本規則の変更）
第２４条 組合は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他組合事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この規則を変更することができる。
２ 第１項の場合、組合は、この規則を変更する旨、変更後の規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に組合員に周知するものとする。
３ この規則の改廃は、理事会の決議にて行う。

（附則）
この規則は、２０２０年３月２１日から施行する。

（別表分割手数料表）
１．分割手数料表１（共同購入・宅配）［単位：％］

回　数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
手数料率	0.0	0.0	0.0	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7
回　数	10	11	12	13	14	15	16	17	18
手数料率	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4
回　数	19	20	21	22	23	24	25	26	27
手数料率	5.7	6.0	6.3	6.6	6.9	7.2	7.5	7.8	8.1
回　数	28	29	30	31	32	33	34	35	36
手数料率	8.4	8.7	9.0	9.3	9.6	9.9	10.2	10.5	10.8

２．分割手数料表２（巡回・同代行）［単位：％］

回　数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
手数料率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.6	0.9
回　数	10	11	12	13	14	15	16	17	18
手数料率	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6
回　数	19	20	21	22	23	24	25	26	27
手数料率	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7	6.0	6.3
回　数	28	29	30	31	32	33	34	35	36
手数料率	6.6	6.9	7.2	7.5	7.8	8.1	8.4	8.7	9.0

３．分割手数料表３（指定店・特約店）［単位：％］

回　数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
手数料率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.1	2.4	2.7
回　数	10	11	12	13	14	15	16	17	18
手数料率	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4
回　数	19	20	21	22	23	24	25	26	27
手数料率	5.7	6.0	6.3	6.6	6.9	7.2	7.5	7.8	8.1
回　数	28	29	30	31	32	33	34	35	36
手数料率	8.4	8.7	9.0	9.3	9.6	9.9	10.2	10.5	10.8

４．分割手数料表４（その他）
別途契約等を取り交わしている取引先についてはその契約書等の内容とする。